

肝付町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、肝付町が交付する小型合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上及び放流水のBOD1日間平均値20ミリグラム以下の機能を有するもので、浄化槽法第13条の規定により国土交通大臣の型式認定を受けたものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存の単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取り処分する方式の既存の便槽(泡、少量の水等を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。)をいう。
- (5) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物で、事業活動に伴って生ずる汚濁水を排出しない建物をいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、小型合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (7) 環境配慮型浄化槽 浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱い(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室通知)に規定する浄化槽をいう。
- (8) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は町内に事業所及び住所を有する個人をいう。
- (9) 町外業者 前号に掲げる者以外の者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 町長は、町内全域において専用住宅に国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく承認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設に小型合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 販売目的で、小型合併処理浄化槽付き住宅等を建築(改築)する者
- (5) 新たに小型合併処理浄化槽を設置する者(転換により設置する者を除く。)
- (6) 別荘並びに日常的に居住しないと町長が認める建築物に小型合併処理浄化槽を設置する者及び当該建築物の賃借人

(7) 環境配慮型浄化槽の性能要件を満たさない者

- (8) 肝付町が賦課する徴税及び料金等の滞納がある者
(補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用として、補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 転換と併せて単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去、処分並びに宅内配管工事を行う場合に要する費用の補助は、別表第1に定める額に別表第2に定める額を加えた額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、小型合併処理浄化槽の設置に要する経費(町長が認める経費に限る。以下「小型合併処理浄化槽設置経費」という。)並びに単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する経費(町長が認める経費に限る。以下「単独処理浄化槽撤去経費」という。)又はくみ取り便槽の撤去及び処分に要する経費(町長が認める経費に限る。以下「くみ取り便槽撤去経費」という。)並びに宅内配管工事に要する経費(町長が認める経費に限る。以下「宅内配管工事費」という。)が、前2項に定める補助金の額に達しない場合は、当該小型合併処理浄化槽設置経費及び単独処理浄化槽撤去経費又はくみ取り便槽撤去費及び宅内配管工事費の額(1,000円未満切捨て)をもって補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (2) 浄化槽設置届出書の写し(審査機関受付済のもの)
- (3) 浄化槽設置工事費見積書の写し(宅内配管工事費並びに既存単独処理浄化槽又はくみ取り便

槽の撤去処分に要する費用の見積額を分けて明示すること)

- (4) 浄化槽設置工事の工事請負契約書の写し
- (5) 市町村控え用の浄化槽機器保証登録証の原本
- (6) 登録浄化槽管理票C票の原本
- (7) 国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽である旨の登録証
- (8) 浄化槽設備士の免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証の写し
- (9) 平面図
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定に条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定により、補助金を交付することに決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したものに対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書)

第7条 前条第3項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知書を受けた後、補助金の交付申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業の完了を予定していた日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係わる事業が完了したときは、1月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書又は領収書の写し
- (2) 施工写真(施工状況写真、配管工事が確認できる写真、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去作業が確認できる写真)

- (3) 浄化槽法定検査依頼書(水質に関する検査申込書)の写し
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との維持管理業務委託契約書の写し
- (5) 小型合併処理浄化槽工事チェックリスト
- (6) 浄化槽法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払証明書
- (7) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去したときは、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の通知を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)に定める請求書に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により、補助金の交付の請求書を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分		人槽	補助額
町内業者	単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	5人槽	382,000円
		6～7人槽	464,000円
		8～10人槽	598,000円
町外業者	単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	5人槽	332,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	548,000円

別表第2(第4条関係)

区分	補助額
単独処理浄化槽撤去経費・くみ取り便槽撤去経費	90,000円
宅内配管工事費	120,000円

肝付町長 様

補助対象者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、小型合併処理浄化槽を設置したいので、肝付町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- | | | | |
|----|-------------|---|-------------|
| 1 | 設置場所の地名番地 | 肝属郡肝付町 | 番地 |
| 2 | 工 事 の 種 類 | 製造業者名 | (型式 _____) |
| | | 処理方法 | |
| | | 人 槽 (_____ 人槽) | |
| | | 工事業業者名 | |
| 3 | 交 付 申 請 額 | 金 | 円 |
| 4 | 住 宅 の 所 有 者 | (1) 本人 (2) 共有 (_____ 人) (3) その他 (_____) | |
| 5 | 住 宅 の 形 態 | (1) 個人住宅 (新築・改築) (2) 集合住宅 (_____ 世帯) (新築・改築) | |
| 6 | 住 宅 の 種 類 | (1) 一般住宅 (延床面積 _____ m ²) | |
| | | (2) 店舗棟併用住宅 (居住部分の延床面積 _____ m ²) | |
| 7 | 工事着工予定年月日 | 年 月 日 | |
| 8 | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 9 | 放 流 先 | (1) 河川 (2) 道路側溝 (3) その他 | |
| 10 | 添 付 書 類 | (1) 専用住宅を借りている者は賃借人の承諾書 | |
| | | (2) 浄化槽設置届出書の写し (審査機関受付済みのもの) | |
| | | (3) 浄化槽設置工事費見積書の写し (宅内配管工事並びに既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去処分に要する費用を分けて明示すること) | |
| | | (4) 浄化槽設置工事の工事請負契約書の写し | |
| | | (5) 市町村控用の浄化槽機器保障登録証の原本 | |
| | | (6) 登録浄化槽管理票C票の原本 | |
| | | (7) 国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽である旨の登録証 | |
| | | (8) 浄化槽整備士の免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証の写し | |
| | | (9) 平面図 | |
| | | (10) その他町長が必要と認める書類 | |

第 年 月 日 号

様

肝付町長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付が決定したので通知します。

記

I 交付金額 金 円

II 交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了できないときは、あらかじめ肝付町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ肝付町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を肝付町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、肝付町長の要求があったときには、直ちに肝付町長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内(第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

肝付町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付する。

第 年 月 日
号

様

肝付町長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付となったので通知します。

記

(理由)

年 月 日

肝付町長 様

補助対象者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた小型合併浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

年 月 日

肝付町長 様

補助対象者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた小型
合併浄化槽設置整備事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類 (1) 工事費請求書又は領収書の写し (宅内配管工事費並びに既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去処分に要する費用を分けて明示すること)
(2) 施工写真 (施工状況写真、配管工事が確認できる写真、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去作業が確認できる写真)
(3) 浄化槽法定検査依頼書 (水質に関する検査申込書) の写し
(4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との維持管理業務委託契約書の写し
(5) 小型合併処理浄化槽工事チェックリスト
(6) 浄化槽法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払証明書
(7) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去したときは、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し
(8) その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日
号

様

肝付町長



補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で報告のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 円

年 月 日

肝付町長 様

補助対象者 住所 肝属郡肝付町 番地
氏名 (印)
電話 ()

補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円